

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成27年  
6月5日  
(金曜日)

## 目次

- 規則  
災害救助法施行細則の一部を改正する規則(厚政課).....一
- 告示  
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要(環境政策課).....二
- 生活保護法の規定に基づく指定介護機関の廃止の届出(厚政課).....三
- 生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(二件)(厚政課).....三
- 小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可の申請期間(水産振興課).....四
- 特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(道路整備課).....四
- 道路の位置の指定(建築指導課).....五
- 公告  
大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(三件)(商政課).....五
- 一般競争入札の実施(物品管理課).....一〇
- 公安委告示  
技能検定員審査の実施.....一
- 教習指導員審査の実施.....二
- 監査告示  
外部監査人の補助者の氏名等.....四

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。



平成二十七年六月五日

山口県知事 村岡 嗣政

### 山口県規則第五十号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則(昭和三十六年山口県規則第三十二号)の一部を次のように改正する。

別記一の一の(二)中「三百十円」を「三百二十円」に改め、別記一の一の二の(二)中「二百五十三万円」を「二百六十二万五千円」に改め、別記一の一の三の(三)中「千四百円」を「千八十円」に改め、別記一の三の三の(一)の表を次のように改める。

季別	世帯区分				
	一人世帯	二人世帯	三人世帯	四人世帯	五人世帯
夏季(四月から九月まで)	一八、三〇〇円	二三、五〇〇円	三四、六〇〇円	四、五〇〇円	五、六〇〇円
冬季(十月から翌年三月まで)	三〇、一〇〇円	三九、一〇〇円	五四、六〇〇円	三、八〇〇円	六、三〇〇円

備考 六人以上の世帯については、五人世帯の額に、五人を超え一人増すごとに、夏季にあつては七、七〇〇円を、冬季にあつては一一、〇〇〇円を加えた額とする。

別記一の三の三の(二)の表を次のように改める。

季別	世帯区分				
	一人世帯	二人世帯	三人世帯	四人世帯	五人世帯
夏季(四月から九月まで)	六、〇〇〇円	八、〇〇〇円	一一、〇〇〇円	一四、六〇〇円	一八、五〇〇円
冬季(十月から翌年三月まで)	九、七〇〇円	一三、六〇〇円	一七、七〇〇円	二二、一〇〇円	二六、八〇〇円

備考 六人以上の世帯については、五人世帯の額に、五人を超え一人増すごとに、夏季にあつては二、六〇〇円を、冬季にあつては三、五〇〇円を加えた額とする。

別記一の六の二中「五十四万七千円」を「五十六万七千円」に改め、別記一の八の三の(二)中「四千四百円」を「四千二百円」に、「四千四百円」を「四千五百円」に、「四千八百円」を「四千九百円」に改め、別記一の九の三中「二十万六千円」を「二十万八千七百円」に、「十六万四千八百円」を「十六万七千円」に改め、別記一の十一の四の(二)

中「五千二百円」を「五千三百円」に改め、別記一の十二の2中「十三万三千九百円」を「十三万四千三百円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



山口県告示第九十二号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。  
 当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十七年六月五日から同月二十五日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び防府市生活環境部生活安全課において公衆の縦覧に供する。

平成二十七年六月五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所  
 氏名又は名称 株式会社ベルポリエステルプロダクツ  
 住 所 防府市鐘紡町四番一号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地  
 名 称 株式会社ベルポリエステルプロダクツ  
 所在地 防府市鐘紡町四番一号
- 三 特定施設に関する事項  
 (一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造		使 用 の 方 法	
	能 力 (t/日)	工 事 着 手 予 定 日	工 事 完 成 予 定 日	使 用 開 始 予 定 日
三三三八	二二〇	平成二七、 七、一三	平成二七、 八、二二	平成二七、 九、一
備考 「三三三八」とは、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第三十三号の合成樹脂製造業の用に供する遠心分離機をいう。		断 続 三 時 間	間 隔 時 間	一 日 当 た 一 時 間 変 動 の 概 要

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m <sup>3</sup> )
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
三三二八	六・八	一〇	六四
	七・二	一五	七八

四 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

No. 1 排 水 口	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値		排 出 水 の 一 日 当 た り の 量 (m <sup>3</sup> )
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
七	五・五	二二・七	一一、八八四
	八・五	三三	一三、八〇四

山口県告示第百九十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり介護機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十七年六月五日

山口県知事 村岡 嗣 政

居宅介護事業者 氏名又は名称 住所又は主たる事務所 の所在地	居宅介護事業所 名称 所在地	事業の種類	廃止年月日
株式会社民正 山陽小野田市 大字鴨庄一 の三	ヘルパース テーションあ さ	山陽小野田市 大字鴨庄四の 四	訪問介 護 平成二七、 四、三〇
合同会社タカ タ 宇部市大字西 岐波三一五の 五〇	訪問看護ステ ーション フィッシュナ ー	宇部市昭和町 三丁目二番 二八号	訪問看 護 平成二六、 六、〃
株式会社民正 山陽小野田市 大字鴨庄一 の三	ヘルパース テーションあ さ	山陽小野田市 大字鴨庄四の 四	訪問介 護 平成二七、 四、三〇
株式会社民正 山陽小野田市 大字鴨庄一 の三	ヘルパース テーションあ さ	山陽小野田市 大字鴨庄四の 四	訪問介 護 平成二七、 四、三〇

山口県告示第百九十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十七年六月五日

山口県知事 村岡 嗣 政

介護予防事業者 氏名又は名称 住所又は主たる事務所 の所在地	介護予防事業所 名称 所在地	事業の種類	廃止年月日
株式会社民正 山陽小野田市 大字鴨庄一 の三	ヘルパース テーションあ さ	山陽小野田市 大字鴨庄四の 四	介護予 防訪問 平成二七、 四、三〇
合同会社タカ タ 宇部市大字西 岐波三一五の 五〇	訪問看護ステ ーション フィッシュナ ー	宇部市昭和町 三丁目二番 二八号	介護予 防訪問 平成二六、 六、〃
株式会社民正 山陽小野田市 大字鴨庄一 の三	ヘルパース テーションあ さ	山陽小野田市 大字鴨庄四の 四	介護予 防訪問 平成二七、 四、三〇
株式会社民正 山陽小野田市 大字鴨庄一 の三	ヘルパース テーションあ さ	山陽小野田市 大字鴨庄四の 四	介護予 防訪問 平成二七、 四、三〇

氏名又は住所又は主たる事務所の所在地	居宅介護事業所名	居宅介護事業所所在地	事業の種類	指定年月日
合同会社ライズフィールド 光市島田二丁目八番一号	訪問介護ステーション 幸せます山口	光市島田二丁目八番一号	訪問介護	平成二七、四、一
小早川 節 宇部市あすとびあ一丁目二番四号	波乗りクリツク	宇部市大字東岐波字丸尾四三二七の八	居宅療養管理指導	二、〇
末永 和之 山口市仁保下郷三四七〇の	すえなが内科在宅診療所	山口市鰐石町一番一二号	〃	四、〇

山口県告示第百九十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十七年六月五日

山口県知事 村岡 嗣 政

氏名又は住所又は主たる事務所の所在地	介護予防事業所名	介護予防事業所所在地	事業の種類	指定年月日
合同会社ライズフィールド 光市島田二丁目八番一号	訪問介護ステーション 幸せます山口	光市島田二丁目八番一号	介護予防 訪問介護	平成二七、四、一
小早川 節 宇部市あすとびあ一丁目二番四号	波乗りクリツク	宇部市大字東岐波字丸尾四三二七の八	介護予防 防居宅療養管理指導	〃
末永 和之 山口市仁保下郷三四七〇の	すえなが内科在宅診療所	山口市鰐石町一番一二号	〃	〃

山口県告示第百九十六号

山口県漁業調整規則（昭和四十二年山口県規則第十一号）第八条第二項（同規則第二十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定により、小型機船底びき網漁業につき、漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めた。

平成二十七年六月五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 対象船舶
  - (一) 瀬戸内海（漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第一百十条第二項に規定する瀬戸内海をいう。）を操業区域とする船舶
  - (二) 山口県漁業調整規則第四十九条の表小型機船底びき網漁業の項二に掲げる海域を操業区域とする船舶（漁業法第六十六条第二項に規定する小型機船底びき網漁業のうち、小型機船底びき網漁業取締規則（昭和二十七年農林省令第六号）第一条第一項第二号に規定する手繰第二種漁業に使用する船舶に限る。）
- 二 申請期間
 

平成二十七年六月十六日から同年七月一日まで

山口県告示第百九十七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の五第一項の規定により、一般国道四三三七号橋りょう補修工事（第一工区）の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十七年六月五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 一般国道四三三七号橋りょう補修工事（第一工区）
  - (一) 工事場所 大島郡周防大島町大字小松字瀬戸から柳井市神代字瀬戸山までの間
  - (二) 工事の概要

工 種	数 量
多柱式鋼管杭補修工	一式

- 二 経営規模等入札参加資格
 

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

  - (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者である

こと。

1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成二十四年山口県告示第四百九十四号。以下「告示」という。)(二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木一式工事のA等級であること。

2 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)(第三条第六項に規定する特定建設業の許可(土木工業業に係るものに限る。))を受けていること。

3 出資比率が三十五パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の平成二十七年六月四日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)(土木一式工事の数値が九百五十以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県柳井土木建築事務所 柳井市南町三丁目九番三号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成二十七年六月八日から同月二十六日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十七年七月二十四日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県柳井土木建築事務所(電話〇八二〇一一一〇三九六)にすること。

山口県告示第百九十八号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成二十七年六月五日

山口県知事 村岡 嗣政

地名及び番地	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定年月日
下松市潮音町二丁目七五一五の三	五・〇	三三・三	平成二七 五・二五



(二六九) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十七年六月五日から同年十月五日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十七年六月五日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 株式会社山口井筒屋宇部店

所在地 宇部市常盤町一丁目六番三〇号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名

株式会社山口井筒屋 山口市中町三番三号 入江 壮行

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称		

大規模小売店舗を 設置する者の代表 者の氏名		桶谷祥太郎
大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名	株式会社山口井筒屋	入江 壮行

四 届出年月日  
平成二十七年五月十八日  
変更年月日  
平成二十七年三月九日

(一七〇) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。  
当該届出は、平成二十七年六月五日から同年十月五日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十七年六月五日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名 称 株式会社山口井筒屋山口店  
所在地 山口市中市町三番三号  
二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
名 称 住 所 代表者の氏名  
ちまきやホールディング 山口市中市町三番三号 井上 秀則  
ス株式会社

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名	株式会社山口井筒屋	桶谷祥太郎	入江 壮行

四 届出年月日  
平成二十七年五月十八日  
五 変更年月日  
平成二十七年五月十八日

平成二十七年三月九日

(一七一) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。  
当該届出は、平成二十七年六月五日から同年十月五日までの間、山口県商工労働部商政課及び山陽小野田市産業振興部商工労働課において公衆の縦覧に供します。

平成二十七年六月五日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名 称 おのだサンパーク  
所在地 山陽小野田市中川六丁目四番一号  
二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
名 称 住 所 代表者の氏名  
小野田商業開発株式会社 山陽小野田市中川六丁目四番一号 藤田 敏彦

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名	株式会社リオグループホールディングス	横山 和幸	横山 卓幸

四 届出年月日  
平成二十七年五月十八日  
五 変更年月日  
平成二十四年五月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名 称 おのだサンパーク  
所在地 山陽小野田市中川六丁目四番一号  
二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
名 称 住 所 代表者の氏名

三 小野田商業開発株式会社 山陽小野田市中川六丁目四番一号 藤田 敏彦  
 変更に係る事項の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
有限会社松下衣料品店	山陽小野田市中川六丁目四番一号	山陽小野田市中川六丁目四番一号	山陽小野田市セメント町六番四号

四 届出年月日  
 平成二十七年五月十八日  
 変更年月日  
 平成二十四年八月二十七日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 おのだサンパーク

所在地 山陽小野田市中川六丁目四番一号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 名称 住 所 代表者の氏名  
 小野田商業開発株式会社 山陽小野田市中川六丁目四番一号 藤田 敏彦  
 変更に係る事項の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	栞田 圭介	宇部市大字東岐波二四〇の一

四 届出年月日  
 平成二十七年五月十八日  
 変更年月日  
 平成二十六年五月二十七日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 おのだサンパーク

所在地 山陽小野田市中川六丁目四番一号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 名称 住 所 代表者の氏名  
 小野田商業開発株式会社 山陽小野田市中川六丁目四番一号 藤田 敏彦  
 変更に係る事項の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名	変更前	変更後
株式会社三貴	木村 和巨	飯田 正己

四 届出年月日  
 平成二十七年五月十八日  
 変更年月日  
 平成二十七年一月八日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 おのだサンパーク

所在地 山陽小野田市中川六丁目四番一号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 名称 住 所 代表者の氏名  
 小野田商業開発株式会社 山陽小野田市中川六丁目四番一号 藤田 敏彦  
 変更に係る事項の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名	変更前	変更後
株式会社キャン	藤井 浩	立花 隆央

四 届出年月日  
 平成二十七年五月十八日  
 変更年月日  
 平成二十七年二月十二日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

<p>五 届出年月日 平成二十七年五月十八日 変更年月日 平成二十七年二月二十八日</p>	<p>四 届出年月日 平成二十七年五月十八日</p>	<p>三 変更に係る事項の概要</p>	<p>二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名 おのだサンパーク 所在地 山陽小野田市中川六丁目四番一号 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名 おのだサンパーク 所在地 山陽小野田市中川六丁目四番一号 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名 小野田商業開発株式会社 山陽小野田市中川六丁目四番一号 変更に係る事項の概要</p>	<p>一 大規模小売店舗の名称及び所在地 おのだサンパーク 所在地 山陽小野田市中川六丁目四番一号 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名 小野田商業開発株式会社 山陽小野田市中川六丁目四番一号 変更に係る事項の概要</p>	<p>五 届出年月日 平成二十七年五月十八日 変更年月日 平成二十七年二月二十七日</p>	<p>四 届出年月日 平成二十七年五月十八日</p>	<p>三 変更に係る事項の概要</p>	<p>二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名 おのだサンパーク 所在地 山陽小野田市中川六丁目四番一号 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名 おのだサンパーク 所在地 山陽小野田市中川六丁目四番一号 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名 小野田商業開発株式会社 山陽小野田市中川六丁目四番一号 変更に係る事項の概要</p>	<p>一 大規模小売店舗の名称及び所在地 おのだサンパーク 所在地 山陽小野田市中川六丁目四番一号 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名 小野田商業開発株式会社 山陽小野田市中川六丁目四番一号 変更に係る事項の概要</p>
---	--------------------------------	---------------------	---	--	---	--------------------------------	---------------------	---	--

<p>五 届出年月日 平成二十七年三月一日</p>	<p>四 届出年月日 平成二十七年五月十八日 変更年月日 平成二十七年三月一日</p>	<p>三 変更に係る事項の概要</p>	<p>二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名 おのだサンパーク 所在地 山陽小野田市中川六丁目四番一号 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名 おのだサンパーク 所在地 山陽小野田市中川六丁目四番一号 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名 小野田商業開発株式会社 山陽小野田市中川六丁目四番一号 変更に係る事項の概要</p>	<p>一 大規模小売店舗の名称及び所在地 おのだサンパーク 所在地 山陽小野田市中川六丁目四番一号 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名 小野田商業開発株式会社 山陽小野田市中川六丁目四番一号 変更に係る事項の概要</p>	<p>五 届出年月日 平成二十七年五月十八日 変更年月日 平成二十七年三月一日</p>	<p>四 届出年月日 平成二十七年五月十八日</p>	<p>三 変更に係る事項の概要</p>	<p>二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名 おのだサンパーク 所在地 山陽小野田市中川六丁目四番一号 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名 おのだサンパーク 所在地 山陽小野田市中川六丁目四番一号 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名 小野田商業開発株式会社 山陽小野田市中川六丁目四番一号 変更に係る事項の概要</p>	<p>一 大規模小売店舗の名称及び所在地 おのだサンパーク 所在地 山陽小野田市中川六丁目四番一号 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名 小野田商業開発株式会社 山陽小野田市中川六丁目四番一号 変更に係る事項の概要</p>
-------------------------------	---	---------------------	---	--	---	--------------------------------	---------------------	---	--



大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名  
 有限会社グリムランド  
 花田 正晴  
 友枝 善隆

四 届出年月日  
 平成二十七年五月十八日  
 五 変更年月日  
 平成二十七年三月二日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 おのだサンパーク  
 所在地 山陽小野田市中川六丁目四番一号  
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 名称 住 所  
 小野田商業開発株式会社 山陽小野田市中川六丁目四番一号 藤田 敏彦  
 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社クリア	
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	福岡県春日市春日三丁目一七	
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	塚本 誠	

四 届出年月日  
 平成二十七年五月十八日  
 五 変更年月日  
 平成二十七年三月五日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 おのだサンパーク  
 所在地 山陽小野田市中川六丁目四番一号  
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 名称 住 所  
 代表者の氏名

小野田商業開発株式会社 山陽小野田市中川六丁目四番一号 藤田 敏彦  
 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	宇部市大字 上宇部二五四〇の四	宇部市明神町三丁目一番一号
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	株式会社山口フジカラー	

四 届出年月日  
 平成二十七年五月十八日  
 五 変更年月日  
 平成二十七年三月九日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 おのだサンパーク  
 所在地 山陽小野田市中川六丁目四番一号  
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 名称 住 所  
 小野田商業開発株式会社 山陽小野田市中川六丁目四番一号 藤田 敏彦  
 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社クリエイティブオー	
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	小林 忠良	脇田 健介

四 届出年月日  
 平成二十七年五月十八日  
 五 変更年月日  
 平成二十七年三月十三日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 おのだサンパーク  
 所在地 山陽小野田市中川六丁目四番一号  
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

三 変更に係る事項の概要  
 小野田商業開発株式会社 山陽小野田市中川六丁目四番一号 藤田 敏彦

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社ヒッキー	—

四 届出年月日  
 平成二十七年五月十八日  
 変更年月日  
 平成二十七年三月三十一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 おのだサンパーク  
 所在地 山陽小野田市中川六丁目四番一号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 名 称 住 所 代表者の氏名  
 小野田商業開発株式会社 山陽小野田市中川六丁目四番一号 藤田 敏彦

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	—	株式会社ジャヴァコーポレーション
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	—	神戸市中央区港島中町六丁目八番一号
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	—	釜野 広信

四 届出年月日  
 平成二十七年五月十八日  
 変更年月日  
 平成二十七年四月一日

(一七二) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。  
 平成二十七年六月五日  
 山口県知事 村岡 嗣政

一 入札に付する事項

- 次に掲げる物品等の購入
  - (一) 物品等の名称及び数量
  - 警察情報ネットワーク端末装置 三百六十台
  - (二) 物品等の特質等
  - 入札説明書及び仕様書による。
  - (三) 納入期限  
 平成二十七年九月三十日
  - (四) 納入場所  
 山口県警察本部警務部情報管理課
- 二 入札参加資格
- 入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。
- (一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。
  - (二) 地方自治法施行令第六百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
  - (三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成二十五年山口県告示第二百六十二号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成二十七年山口県告示第五十二号)に基づく資格審査において、パソコン・ネットワーク機器について物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県会計管理局物品管理課  
 入札説明書及び仕様書の交付

山口県会計管理局物品管理課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の八に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県会計管理局物品管理課

(三) 受領期限

平成二十七年七月十六日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成二十七年七月十七日午前十一時)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県会計管理局物品管理課入札室

(二) 日時

平成二十七年七月十七日午前十一時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 契約保証金  
免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、平成二十七年七月十日午後五時までに山口県会計管理局物品管理課(電話〇八三一九三三三三九六〇)に申請書を提出すること。  
(六) 詳細については、山口県会計管理局物品管理課(電話〇八三一九三三三三九六〇)に問い合わせる。

十一 Summary

- (1) Division in charge of contract: Office Supplies Division, Accounting Bureau, Yamaguchi Prefectural Government
- (2) Name and quantity of the products to be purchased: Police information network personal computers 360 sets
- (3) Delivery period: September 30, 2015
- (4) Delivery place: Information Management Division, Police Administration Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters
- (5) Division in charge of procurement and Contact point for the notice: Office Supplies Division, Accounting Bureau, Yamaguchi Prefectural Government (Tel. 083-933-3960)
- (6) Time-limit for tender: 5:15 P.M. July 16, 2015 (If brought in person: 11:00 A.M. July 17, 2015)



山口県公安委員会告示第二十三号

道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第九十九条の二第四項第一号イの技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。

平成二十七年六月五日

山口県公安委員会

一 審査の種類

技能検定員審査(大自二)

二 審査の日時及び場所

五	技能検定の実施に関する知識	減 ず る 額	二千五百円
四	自動車教習所に関する法令についての知識		千九百五十円
三	教則の内容となっている事項		千九百五十円
二	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能		二百円
一	技能検定員として必要な自動車の運転技能		千三百円

七 審査手数料  
 一万四千五百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万四千五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

六 運転免許証の提示  
 審査申請書の提出時に、受けよとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

五 提出書類  
 (一) 技能検定員審査申請書(技能検定員審査等に関する規則(平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」といふ。)(別記様式第一号によること。)  
 (二) 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面  
 (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

四 審査申請書の提出先  
 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

三 審査申請書の受付期間及び時間  
 平成二十七年六月八日(月曜日)から同月十二日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

二 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

一 日時 平成二十七年七月十日(金曜日)午前九時から午後五時十五分まで

六	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	二千五百五十円
---	---------------------	---------

備考  
 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千五十円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百五十円を減ずるものとする。

八 その他  
 (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。  
 (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

**山口県公安委員会告示第二十四号**  
 道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第九十九条の三第四項第一号イの自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。  
 平成二十七年六月五日 山口県公安委員会

一 審査の種類  
 教習指導員審査(普通)

二 審査の日時及び場所  
 (一) 日時 平成二十七年七月九日(木曜日)から同月十日(金曜日)までの午前九時から午後五時十五分まで  
 (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間  
 平成二十七年六月八日(月曜日)から同月十二日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先  
 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類  
 (一) 教習指導員審査申請書(技能検定員審査等に関する規則(平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」といふ。)(別記様式第一号によること。))

- (一) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
- (二) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)
- 六 運転免許証の提示  
審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。
- 七 審査手数料  
一万千八百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万千八百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	三千六百円
二 技能教習に必要な教習の技能	千二百五十円
三 学科教習に必要な教習の技能	千一百円
四 教則の内容となつてゐる事項その他自動車の運転に関する知識	千三百五十円
五 自動車教習所に関する法令についての知識	千三百五十円
六 教習指導員として必要な教育についての知識	千三百円

備考

普通自動車免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に九百円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に百円を減ずるものとする。

- 八 その他
  - (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
  - (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

- 一 審査の種類  
教習指導員審査(大自二)
- 二 審査の日時及び場所
  - (一) 日時 平成二十七年七月十日(金曜日)午前九時から午後五時十五分まで
  - (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間  
平成二十七年六月八日(月曜日)から同月十二日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 四 審査申請書の提出先  
山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
- 五 提出書類
  - (一) 教習指導員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)
  - (二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当することを証する書面
  - (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)
- 六 運転免許証の提示  
審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。
- 七 審査手数料  
九千四百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ九千四百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	千三百円
二 技能教習に必要な教習の技能	千三百円
三 学科教習に必要な教習の技能	千百円

四	教則の内容となつてゐる事項その他自動車の運転に関する知識	千三百円
五	自動車教習所に関する法令についての知識	千三百円
六	教習指導員として必要な教育についての知識	千一百円
備考	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいづれをも免除される者であるときは更に千五百円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいづれをも免除される者であるときは更に百円を減ずるものとする。	

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。



山口県監査委員告示第一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十二第二項に規定する監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに当該者が当該事務を補助できる期間は、次のとおりである。

平成二十七年六月五日

山口県監査委員

氏名	住所	期間
古林 照己	下松市北斗町三番一―一〇三号	平成二十七年六月五日から平成二十八年三月三十一日まで
品川 充洋	岩国市今津町四丁目一六番五―一三〇二号	〃
森永 晃仁	光市虹ヶ浜三丁目一番二〇―一五〇三号	〃
河口 雅邦	宇部市厚南中央四丁目四番四七―一〇号	〃

村田 治子 山陽小野田市大字東高泊四二二の一  
 寺田 寛 山口市宮野下七九の四